

# 沖縄県備蓄方針

令和4年12月28日

沖縄県子ども生活福祉部  
消費・暮らし安全課

## －目次－

1	方針の目的	1
2	方針策定の考え方	1
3	方針期間	1
4	備蓄物資の対象者	1
5	役割分担	2
	（1）個人の備蓄分担（自助）	2
	（2）自主防災組織等の備蓄分担（共助）	2
	（3）行政機関の備蓄分担（公助）	2
6	県における備蓄	4
	（1）備蓄品目	4
	（2）備蓄物資の対象人口	5
	（3）備蓄品目別必要量	6
	（4）食料・飲料水等別、主体別備蓄量	7
	（5）年度計画	7
7	協定による物資の調達	8
	・流通備蓄による物資調達体制の強化	
8	市町村との連携	8
	・備蓄意識高揚のための取組の促進	
9	その他	8
	・備蓄物資の計画的管理	
	（1）使用期限が明確な物資	8
	（2）使用期限に定めのない物資	8
	（3）物資の保管及び管理、調達方法の調査研究	8
	参考	
	・災害発生時の物資確保に関するタイムライン	9

## 1 方針の目的

本方針は、沖縄県地域防災計画に基づいて、県が、発災からの3日間における被災者の生命維持に最低限必要な物資等を計画的に備蓄すること等により、被災市町村の行う物資供給活動等を支援し、被災者の救助に資することを目的とする。

## 2 方針策定の考え方

本県は離島県であるとともに、圏域内に多くの離島を有していることから、大規模災害発生時には、物流機能に乱れが生じ、回復までに時間を要するであろうことから、国や他都道府県からの物資支援も速やかな受入は困難であると想定される。

そのため、自助・共助を補完する機能として、避難所等を開設する市町村への物資供給活動を支援し、発災初期における被災者の生命維持や生活に最低限必要な生活物資等を備蓄することとする。

本方針においては、自助（自らの力で行う）、共助（事業所や自主防災組織等で助け合う）、公助（行政機関が支援を行う）との考えを基本とし、それぞれが備えることによって、連携、協力して備蓄物資を活用し対処する必要がある。

## 3 方針期間

本方針は、令和4年度から令和8年度までの5年間における備蓄物資の計画的な整備等について定める。

ただし、方針の期間内であっても、社会情勢の変化や近年の災害の特徴等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととする。

## 4 備蓄物資の対象者

本方針に基づいて整備する備蓄物資の利用対象者は、原則として、被災市町村（市町村を經由して被災者へ提供）とし、いずれも発災から3日間に必要となる物資等の提供を想定する。

## 5 役割分担

災害発生時には、県民は、避難する際に自ら備蓄している物資を可能な限り避難所等へ持参することを原則とするが、大規模災害発生時には家屋倒壊や焼失等により備蓄した物資を避難所等へ持参できない県民が3分の2程度発生すると想定して、市町村及び県の備蓄分担を想定する。

### (1) 個人の備蓄分担（自助）

個人は、災害の発災から3日間までの必要量を、現物備蓄より備えるよう努めること。

また、飲料水、食料といった賞味期限のある物資を備蓄するときは、期限に留意し定期的に更新すること。

### (2) 自主防災組織等の備蓄分担（共助）

自主防災組織は、災害の発災から3日間までの必要量を、現物備蓄より備えるよう努めること。

また、住居等の被災により、個人が備蓄物資を持ち出すことが出来ない場合等についても考慮するよう努めること。

### (3) 行政機関の備蓄分担（公助）

県は市町村の備蓄を補完するという考え方の基、3日間に必要となる物資の内、避難所避難者の約1/3が備蓄物資を有するものとし（『平成25年度沖縄県地震被害想定調査（以下、「被害想定調査」という。）』より）、残りの備蓄必要量から、令和4年3月時点において市町村が備蓄している数量を差し引き、不足分を県、及び流通備蓄により補完することを想定し、備蓄品目ごとに備蓄割合を設定する。

#### ① 流通物資の活用による備蓄分担

県及び市町村は、災害発生時に必要な物資を速やかに調達できるよう、優先的な物資供給を定めた関係事業者との協定締結に努め、食料及び飲料水等や、消費期間の短い物資や備蓄施設における占有面積等を考慮し、行政機関による備蓄が適当ではない物資（液体ミルクや段ボールベッド等）を流通備蓄より賄えるよう多様な調達先の確保に努めること。

## ② 市町村の備蓄分担

市町村による備蓄・調達、自助・共助で賄われる備蓄等を補完するものであるが、市町村は、基礎的自治体として一義的に被災者に飲料水、食糧や生活必需品等を供給する責務を有していることから、様々な事態に的確に対応できるよう、物資の備蓄・調達を図る。

そのため、市町村は、後述する6(4)「食料・飲料水等別、主体別備蓄量」に基づいて物資を現物備蓄により調達するよう努める。

市町村は平時から、災害時に流通備蓄で調達できる物資の数量の把握に努め、地域の実情に応じて調達体制の整備を図る。

## ③ 県の備蓄分担

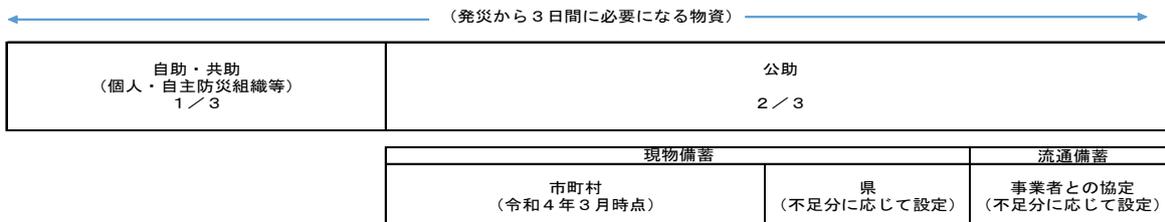
県は、市町村が甚大な被害を受け、備蓄した物資の提供や協定事業者等からの調達が困難になった場合などに備え、広域自治体として市町村を補完する立場から、物資の備蓄の充実とともに、調達体制の整備を図る。

そのため、県は後述する6(4)「食料・飲料水等別、主体別備蓄量」に基づいて物資を現物備蓄により調達するよう努める。

なお、災害救助法第26条第3項に基づく給与品の事前購入が認められていない物資（以下、「法定外給与品」という。）については、流通備蓄による調達を原則とすることとする。

県は平時から、災害時に流通備蓄で調達できる物資の数量の把握に努め、現物備蓄及び流通備蓄による調達体制整備を図る。

### 備蓄分担のイメージ



## 6 県における備蓄

### (1) 備蓄品目

発災直後の生命維持や生活に最低限必要な食料・飲料水・生活必需品等の物資や資機材を対象とし、次の点に留意した品目の選定・備蓄に努める。

ア 市町村が備蓄する又は調達する物資の量的な補完を目的とする。

イ 災害時要援護者や女性等に配慮した物資の備蓄を推進する。

ウ 食料、飲料水等については、用途に応じて、多種・多様な品目が確保できるよう努める。

<p>①食料 (主食)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発災初期に生命維持のために最低限必要な物資として、加熱調理が不用な主食系の食料を備蓄する。</li> </ul> <p><b>ア 一般向けの食料</b></p> <p>レトルト食品やレトルトパン、調理不要なおにぎりなど、用途に応じて、多種・多様な品目の確保に努める。</p> <p><b>イ 災害時要援護者等を考慮した食料</b></p> <p>乳幼児や高齢者などの災害時要援護者に考慮した、おかゆ(レトルト食品)などの食料の備蓄を図る。なお、品目の選定に際しては、食物アレルギー疾患への対応等にも配慮の上、なるべく汎用性の高いものを選定するものとする。</p>
<p>②飲料水 (ペットボトル)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 飲料水の供給の大部分は、水道事業体等による応急給水によるものとするが、応急給水活動の補完として、ペットボトルによる飲料水の備蓄に努める。</li> </ul>
<p>③毛布</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活必需品の代表的な物資として、毛布については、引き続き、一定量の備蓄に努める。</li> </ul>
<p>④トイレ (簡易トイレ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大規模災害発生時には、下水道施設の破損等により、既設トイレの使用ができなくなることが予想されるため、一定量の備蓄に努める。</li> </ul>
<p>⑤生理用品</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 女性の避難生活には欠かせないものであることから、一定量の備蓄に努める。</li> </ul>

⑥紙おむつ	・ 乳幼児に、また一定の介護を要する高齢者等の日常生活に欠かせないものであることから、それぞれについて、一定量の備蓄に努める。
⑦粉ミルク	・ 乳幼児の避難生活には欠かせないものであることから、一定量の備蓄に努める。
⑧哺乳瓶	・ 乳幼児の避難生活には欠かせないものであることから、一定量の備蓄に努める。
⑨マスク	・ 避難所における感染症を予防するため一定量の備蓄に努める。
⑩消毒液	・ 避難所における感染症を予防するため一定量の備蓄に努める。
⑪その他資機材等	・ ①～⑩に記載した品目以外に、避難所での生活に必要な物資に関しては、個別に検討して備蓄することとする。

## (2) 備蓄物資の対象人口

備蓄の目標量の算定にあたっては、被害想定調査中の「沖縄本島南東沖地震3連動大規模災害」発生時の避難所避難者数を最大避難者数として想定し、被害想定調査中の平成22年国勢調査の人口に対する避難所避難者数の割合（12.8%）を、沖縄県市町村課が調査した『令和3年住民基本台帳年齢別人口』に乗算し、令和3年1月1日時点の避難所避難者数を算出し、その人数に対する備蓄量を目標とする。

- ・ 沖縄本島南東沖地震3連動最大避難者数の想定数：178,501人
- ・ 平成22年国勢調査の人口：1,392,818人
- ・ 平成22年国勢調査の人口に対する避難所避難者数の割合：12.8%
- ・ 『令和3年住民基本台帳年齢別人口』：1,485,484（R3.1.1時点人口）
- ・  $1,485,484（R3.1.1時点人口） \times 12.8\% = 190,142人$

### (3) 備蓄品目別必要量

①食料(主食)	3食×3日×190,142人=1,711,278食
②飲料水(500mlペットボトル)	<p>3ℓ×3日×190,142人=1,711,278ℓ</p> <p>※ 被害想定調査中の上水断水率(55.1%)より、避難所避難者の必要量を下記のとおり算出</p> <p>1,711,278ℓ×55.1%=942,914ℓ(1,885,828本)</p>
③生理用品	<p>45,426人×4枚×3日×1/4月=136,278枚</p> <p>(対象年齢:12歳~51歳)</p>
④小児用おむつ	<p>4~10枚(月齢に応じて)×3日×8,067人</p> <p>=139,153枚</p> <p>(対象年齢:0ヶ月~3歳)</p>
⑤小児用ミルク	<p>780~1,000ml(月齢に応じて)×3日×4,033人</p> <p>=11,767,543ml(1,799缶/850g)</p> <p>(対象年齢:0ヶ月~1歳)</p>
⑥小児用哺乳瓶	<p>1本×4,033人=4,033本</p> <p>(対象年齢:0ヶ月~1歳)</p>
⑦大人用おむつ	<p>5枚×3日×14,449人(配布希望者数)</p> <p>=216,742枚</p> <p>(対象年齢:65歳~)</p>
⑧その他生活物資等	個別に必要な品目及び必要量を検討する。

#### (4) 食料・飲料水等別、主体別備蓄量

食料・飲料水等別、主体別備蓄量については、下記の表のとおりとする。

		食料 (食)	飲料水 (ℓ)	生理用品 (枚)	小児用 おむつ (枚)	小児用 ミルク (缶)	小児用 哺乳瓶 (本)	大人用 おむつ (枚)
総量		1,711,278	942,914	136,278	139,153	1,799	4,033	216,742
内 公 助	自助・共助	570,426(1/3)	315,305(1/3)	45,426(1/3)	46,384(1/3)	599(1/3)	1,344(1/3)	72,247(1/3)
	流通備蓄	190,142(1/9)	235,728(1/4)	151,42(1/9)	46,384(1/3)	200(1/9)	1,344(1/3)	72,247(1/3)
	市町村	855,639(1/2)	377,166(2/5)	68,139(1/2)	34,789(1/4)	900(1/2)	1,211(3/10)	43,348(1/5)
	県	95,071(1/18)	15,715(1/60)	7,571(1/18)	11,596(1/12)	100(1/18)	134(1/30)	28,890(2/15)

#### (5) 年度計画

令和4年度から令和8年度までの5年間で目標数を整理するものとし、下表のとおり整備計画を立てるものとする。目標数整備後も衛生管理や保存期間に留意し、年次的に整備を行う。

区分		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度以降
食料	目標率	75%	0%	25%	100%以上を維持		
	達成率		75%	100%			
飲料水	目標率	276%	0%	△104%	△34%	△38%	100%以上を維持
	達成率		276%	172%	138%	100%	
生理用品	目標率	79%	0%	0%	16%	16%	100%以上を維持
	達成率		79%	79%	95%	111%	
小児用 おむつ	目標率	57%	0%	0%	16%	34%	100%以上を維持
	達成率		57%	57%	73%	107%	
小児用 ミルク	目標率	0%	30%	0%	22%	60%	100%以上を維持
	達成率		30%	30%	52%	112%	
小児用 哺乳瓶	目標率	0%	30%	0%	23%	60%	100%以上を維持
	達成率		30%	30%	53%	113%	
大人用 おむつ	目標率	34%	11%	0%	17%	45%	100%以上を維持
	達成率		45%	45%	62%	107%	

※表中「△」表記は賞味期限到来による更新処理によるもの。

## 7 協定による物資の調達

### ・流通備蓄による物資調達体制の強化

大規模災害発生時に必要となる食料及び飲料水、その他生活物資等については、使用期限が短いなど直接備蓄に向かないものや、大量に必要となるもの、時間の経過とともに必要となる物資など、県・市町村の備蓄だけで全量を確保すること困難である。

そのため、これまでの協定等に加え、県内に生産工場や物流拠点等を設置している民間業者等との協定締結等に努め、物資調達ルートが多様化を図るよう努める。

また、既に締結している協定等については、調達可能な物資の品目や数量の確認を行うとともに、平時から民間事業者等と顔の見える関係を構築し、協定等の実効性を高めることに努める。

## 8 市町村との連携

### ・備蓄意識高揚のための取組の促進

大規模災害が発生した場合には、特に発災初期を中心として、自助・共助による取組が欠かせない。また、事業所等における事業継続のためにも、必要な物資の備蓄等が重要となる。このため、県は、市町村と連携し、県民や事業所等に対する備蓄意識高揚のための取組を促進するよう努める。

## 9 その他

### ・備蓄物資の計画的管理

#### (1) 使用期限が明確な物資

食料、飲料水については使用（賞味）期限が残り1年になった時点から、防災訓練での使用や防災啓発事業等での配布、物資を必要とする公益性の高い団体等に提供するなど活用を図り、できる限り破棄する物資を少なくするよう努めた上で、物資の更新を行うこととする。

なお、ペットボトル飲料水については、他部局との役割分担の下、必要量が確保できるよう連携を図ることとする。

#### (2) 使用期限に明確な定めのない物資

物資の製造会社が定める耐用年数又は物資購入後10年のどちらか早い期限を経過した物資については、現物備蓄物資の確認時に毎回、保管箇所毎に抜き取り検査を行い、使用の可否を判断し、必要に応じて更新を行うこととする。

#### (3) 物資の保管及び管理、調達方法の調査研究

物資の保管及び管理、調達方法の検討に当たっては、災害救助法第26条第1項第3号の規定（給与品の事前購入）に適合するよう、先進自治体の事例も含め、調査研究を行うこととする。

- 大規模災害発災後3日間における避難者等の物資確保については、以下の図のとおり想定する。

災害発生時の物資確保に関するタイムライン

想定時間	避難者等の物資	県民・事業所・自治会等	市町村	県	国等
発災前		3日分(可能な限り1週間分程度)の食料、飲料水、その他の生活必需物資を備蓄。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">自助での備蓄</div>	被災者の保護を行うため、最低限必要な生活関連物資や避難所運営に必要な資機材を中心に備蓄。	必要不可欠な物資として食料、育児用調製粉乳、毛布等、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、携帯・簡易トイレを優先して備蓄。	
災害発生					
1日目	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">自助での備蓄</div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所等へ避難</li> <li>事業所の備蓄提供</li> <li>自治会の備蓄提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所開設</li> <li>避難者へ現物備蓄の提供</li> <li>協定による物資供給依頼</li> <li>不足物資の情報収集</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">市町村の備蓄</div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広域応援要請</li> <li>協定による物資供給依頼</li> <li>不足物資の情報収集</li> <li>広域物資輸送拠点開設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【国】</li> <li>プッシュ型支援の決定</li> <li>物資調達開始</li> <li>【他都道府県】</li> <li>支援物資の提供決定</li> </ul>
2日目		<ul style="list-style-type: none"> <li>不足物資の情報報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>流通備蓄確保、供給</li> <li>不足物資の情報報告</li> <li>炊き出し等の実施</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">流通備蓄(市町村)</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>県からの物資受取、避難者へ物資提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村へ現物備蓄の提供</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">県の備蓄</div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【国】</li> <li>物資輸送開始</li> <li>【他都道府県】</li> <li>支援物資の輸送開始</li> </ul>
3日目			<ul style="list-style-type: none"> <li>県からの物資受取、避難者へ物資提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村へ流通備蓄の提供</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">流通備蓄(県)</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>他県からの物資受取、市町村へ輸送</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>物資からの支援物資</li> </ul>
4日目			<ul style="list-style-type: none"> <li>プッシュ型支援物資受取</li> <li>他都道府県からの支援物資受取、避難所へ物資提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国からの物資受取、市町村へ輸送</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>プッシュ型支援物資</li> </ul>

※：「避難者等の物資」欄の矢印の濃淡は物資量を表す。

附 則

この方針は、令和4年12月28日から施行する。